

前市長の上告棄却、判決確定

坂東市が入札を巡る裁判で業者に支払った和解金の求償を吉原前市長に求めた裁判において、前市長側は第一審判決（令和3年3月10日水戸地方裁判所下妻支部）及びその判決を支持した東京高等裁判所の第二審判決（令和3年11月4日）に不服があるとして、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました

が、7月12日に上告は棄却し、上告受理申立ては不受理とする決定がなされました。

前裁判

平成22年12月、市長選挙で対立候補を支援したことを理由に、市の指名

競争入札から排除され損害を受けたとして、国家賠償法に基づき、建設業者9社が市に損害賠償を求め訴えを水戸地方裁判所下妻支部に起こしました。

裁判所から、市が建設業者に9425万円を支払う和解勧告が行われ、「判決になれば、今回の和解金よりさらに高額な賠償金の判決となる可能性があり、和解を承認しなかった場合は、その差額には市議会の責任が生じる可能性があること」、「今回の和解と前市長個人の賠償責任の免責は別問題であること」との説明がなされ、市議会はやむを得ずその和解案を承認し、市は建設業者9社に対し

て9425万円の和解金を支払いました。

求償金請求事件（第一審）

平成29年5月、市民より「市が払った和解金9425万円について、前市長に対し市に返還させることの陳情」が市議会に提出され、同年6月定例会本会議において賛成多数で採択され、執行部に送付されました。

これを受けて、市は国家賠償法の規定に基づき、前市長に返還請求を行いました。その支払いを拒否されました。

平成30年2月、返還請求を拒否されたことにより、市議会の賛成多数の議決を経て、前市長を相手取り水戸地方裁判所下妻支部へ提訴しました。令和3年3月10日に判決が言い渡され、市側の主

張が全面的に認められませんでした。

求償金請求控訴事件（第二審）

前市長側は第一審判決を不服として東京高等裁判所へ控訴しました。令和3年11月4日、市側の主張を全面的に認めた第一審の判決を支持する内容の控訴審判決（控訴の棄却）が言い渡されました。

最高裁判所裁判

前市長側は第二審判決に憲法違反や判例違反があるとして最高裁判所へ上告及び上告受理申立てをしました。令和4年7月12日、最高裁判所は上告を棄却し、上告受理申立は受理しないとの決定をしました。このことにより、市の「前市長に対

して違法な指名排除を行ったことにつき、故意又は重大な過失があったとして、前市長に対し、国家賠償法第1条第2項に基づき、求償金9425万円及びこれに対する平成29年10月20日（催告日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払の請求」全てが認められた判決が確定しました。

今後について

今回の最高裁判所の決定を受け、代理人弁護士と協議しながら、支払いを求めていきます。また、公正・公平を旨として、より一層全体の奉仕者としての認識の徹底を図り、市政運営を進めてまいります。

▼電話を受けたら詐欺だと疑ってみてください。電話を切ったらすぐに事実かどうか確認しましょう